日本勞働總同盟

製綱勞働組合規約

第一章 總則

第一條 本組合は日本勞働總同盟製綱勞働組合と稱す。但し製綱勞働組合と略稱す

第二條 本組合は日本勞働總同盟製綱領並に本組合の目的とする事業を以て目的とす

第三條 本組合の資産は日本全國に於ける製綱關係の産業に從事する勞働者を以て組織す

但し組合員として一旦脱退せし者は再加入を得ず

第四條 本組合は本部を東京に支部を全國各地に置き、本部及各支部はその地方に於ける日本勞働組合總同盟所屬聯合會並に同盟に加盟する組合大會の決議を以て本組合の規約を變更する事を得

第五條 本組合は本規約第六條に規定せる目的を達する爲め必要なる事業を行ふ

第六條 本組合の目的を達する爲め必要なる事業は左の通り

一、爭議に關する事業

二、組織に關する事業

三、教育出版部

四、政治部

五、共濟部

六、其他組合の福利增進に必要なる事業

七、前項の事業は別に之を定む

八、但し事業費は別に之を定む

第二章 組合員の資格

第七條 滿十六歲以上の本組合員は左の資格あるを要す

一、本規約第三條に該當する者

二、本組合規約を遵守する者

三、本組合費を前納せる者

第八條 本組合員たらんとする者は、規定の標式に從ひ、指定事項を明記し、加入の金及組合費一ヶ月以上を添へ保證人連署を以て申込む可し

但し組合員に嗅る保證人は組合員の申込に對し、本人の資格審査の上之を許可し組合員手帳を附す

第九條 本組合は前項の申込に對し、本人の資格審査の上之を許可し組合員手帳を附す

第十條 本組合員にして脱退せんとする時は本組合員手帳及書類を明記して組合長に提出し其の所屬支部に屆出でなる時は其の理由